

環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度  
**「新規管理者等制度講習会」の開催について**

- 概要** 統括管理者及び技術管理者選任の要件の一つである、東京都が定める講習会として開催いたします。

**※第2計画期間から講習会の受講義務を次のとおり見直しました。**

受講義務：新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合

受講任意：上記以外の場合（受講しない場合は、事業所内において制度の理解に努める。）

- 対象者**
- ・新規事業所\*1の統括管理者及び技術管理者に就任予定で講習会未受講の方（受講義務）
  - ・既存事業所\*2の統括管理者及び技術管理者に就任予定で講習会未受講の方（受講任意）
  - ・新たに実務を行う担当者等\*3（受講任意）

\*1 2017年度に指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所

\*2 2016年度以前に指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所

\*3 管理者でない方も任意で受講可能

- 開催日時** 平成30年5月15日（火曜日）、5月17日（木曜日）

開始 午後2時00分（開場 午後1時30分）

終了 午後4時30分

**※受講義務の方は原則として全時間帯での受講をお願いいたします。**

- 開催場所** 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟1階 国際会議室

（裏面参照）（〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1）

最寄り駅：小田急線 参宮橋駅 下車徒歩7分

- 予定内容**

- ・東京都の気候変動対策について
- ・総量削減義務と排出量取引制度の概要について  
 （制度の対象、総量削減義務、義務履行の手段、排出量取引など）
- ・平成28年度の制度実績について

※昨年度実施した「新規管理者等制度講習会」と同程度の内容です。

- 申込方法** 申込みは、東京都環境局のホームページ（下記URL）から申込書をダウンロードし、電子メールにてご提出ください。

**（申込期限：5月8日（火曜日）まで）**

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/meeting/h30/30\\_1.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/meeting/h30/30_1.html)

東京都環境局トップページ ⇒ 分野別のご案内 ⇒ 地球環境・エネルギー ⇒ 大規模事業所における対策 ⇒ 説明会・講習会一覧 ⇒ 平成30年度 新規管理者等制度講習会（上半期）  
[申込書提出先]

東京都環境局地球環境エネルギー部総量削減課「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口  
[ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)

※ メールでお申込みできない方はお問合せください。

※ 受付は先着順とさせていただきます。満員になり次第、締切りとさせていただきます。

## ■その他

- ・受講義務の方には事前に受講票をお送りし、講習会修了後に修了証書を発行致します。
- ・既に指定地球温暖化対策事業所の指定を受けている事業所において前任者から引継いで統括管理者又は技術管理者に就任する場合は、講習会の受講は任意です。  
その場合、地球温暖化対策計画書その10シートの講習会修了番号は空欄で御提出ください。
- ・2018年度に指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を提出する予定の事業所で受講希望の方は、事前に下記の相談窓口まで御連絡ください。
- ・会場へのお車での御来場は御遠慮ください。



御不明な点は、お気軽に御相談ください！

東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

電話：03-5388-3438 FAX：03-5388-1380

E-mail：[ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)